

転学希望者のニーズに応える「転学」制度について 一考察: 主に教育課程を視点にして

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 末石, 忠史, Sueishi, Tadafumi メールアドレス: 所属:
URL	https://senzoku.repo.nii.ac.jp/records/2674

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



転学希望者のニーズに応える 「転学」制度について一考察

～主に教育課程を視点にして～

末石忠史

Tadafumi Sueishi

1 研究の構想

筆者はこれまで東京都の公立学校の教員として養護学校〔注1〕（知的障害／高等部）、昼夜間定時制（チャレンジ枠〔注2〕）、中高一貫校、全日制普通科に勤務してきた。幸いなことに様々なタイプの公立学校で経験してきたが、どの学校でも卒業式で見せる凛とした生徒の姿はいつ見ても感動する。卒業生一人一人の幸せを祈りつつ正門から送り出すと、静かになった教室を見てとてもほっとする。このように生徒が入学から卒業まで同じ学校で友達や教員と過ごし、保護者や地域に励まされ、成長していく場が学校であろうと思う。しかし、残念ではあるがどの学校でも入学してきた生徒が途中で「退学」したり、違う学び場を求めて「転学」したりして学校を去っていった。

入学後に将来の目標が変わり、別の高校でもっと深く勉強したいという気持ちから前向きに進路変更をする生徒がいる一方で、何らかの理由で欠席が多くなり必修科目・教科が未履修となったり、履修はしたが修得にはならず卒業までに必要な単位修得数に至らなかったり、友人関係につまずいたことを理由に進路変更したりする生徒もいた。

このように理由は様々であるが進路変更となった場合、まず考えるのは「転学」である。「転学」は高等学校に在籍している生徒が在籍したまま他の学校へ応募し、検査を経て再入学することをいう。この制度を利用し選考された生徒は高校生活を継続でき、中学校卒業以上の資格を取れる可能性がある。

しかし、この「転学」を実現することは難しい。それは「転学」には本人の希望に加えていくつかの「条件」があるためである。この「条件」は2月に行われている都立高等学校入学者選抜よりも多く、各学校が独自に定めている基準もある。そのため転学希望者は「転学」に関わるすべての内容を知ることとはできない。

生徒は「転学」ができず、在籍校への在籍が許されない場合は「退学」することになる。この「退学」では高校卒業の資格を得られないまま社会に出ていくことになり今後の人生に大きく影響してしまう。その影響は就職の選択肢が狭まったり、専門学校や大学などの進学ができなかったり、資格受験さえもできなくなることもあり長期に渡る。

本調査研究は筆者が東京都の高等学校で転学・編入学募集の実務担当者として実際に経験してきたことをベースに研究を進めたものである。現在の東京都の転学・編入学募集をより転学希望者のニーズに応えた制度とするため、現状を確認し、それを改善する方策について考察していきたい。

2 研究の目的・ねらい

本調査研究の目的は、東京都の高等学校の転学・編入学募集制度の仕組みについて確認をした上で、「転学」がスムーズに実施されない課題を克服するため、問題点と改善方法を明らかにすることである。本研究では以下の点を明らかにしていく。

- ①「転学」に関わる制度の概要について
- ②都立高等学校の転学・編入学募集制度の概要確認と課題
- ③都立高等学校の転学・編入学募集制度が円滑に実施されるための具体的方法の検討

3 研究仮説

進路変更希望者のニーズに応える都立高等学校の転学・編入学募集制度について確認し、学習指導要領や東京都の通知等を積極的に活用したり、教育課程の編成を工夫したりすることで円滑な「転学」が実現する。

4 先行研究・事例

CiNi (NII 学術情報ナビゲータ [サイニィ]) では、「転学」「高等学校」のキーワードを検索した結果、論文7件が該当した。この中には転学者の特徴について検討を行った藤江玲子、藤生英行の「高等学校の転学者の特徴：学業面の適応・精神的健康・自尊心・自己効力感に焦点を当てて」[注3]、高等学校の非卒業者の状況について検討された同じく藤江、藤生の「高等学校の非卒業者の特徴に関する研究：担任へのインタビューをもとに」[注4] などがあった。

また、Google Scholar の検索でも同キーワード検索を行いそこでは1510件が検索されたが、東京都の高等学校の転学・編入学募集に関わる論文等は見つけることはできず、直接的な先行研究はなかった。

二

5 調査研究

5-1 転学について

「転学」と「編入学」は本研究でよく使用される用語であるが、違いがあるためまず用語の整理しておく。東京都教育委員会のホームページに掲載されている「都立高等学校の転学・編入学について」[注5] で次のように説明されている。(一部、筆者省略)

転学

転学とは、高校に在学している生徒が、引き続き他の高校の相当学年に入学すること（以下省略）

編入学

編入学とは、種類の異なる学校からの入学や、外国からの帰国者などが、第1学年当初の入学時以外の時期に高校に入学すること（以下省略）

さて、「転学」については学校教育法施行規則第九十一条、九十二条〔注6〕により以下の規定がある。（ゴシック体、丸数字 筆者加筆）

第九十一条 第一学年の途中又は第二学年以上に入学を許可される者は、①**相当年齢に達し**、②**当該学年に在学する者と同等以上の学力**があると認められた者とする。

第九十二条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、③**教育上支障がない**場合には、転学を許可することができる。

2 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入することができる。

この規定では「転学」条件を「①相当年齢に達していること」、「②当該学年に在学する者と同等以上の学力があること」、「③教育上支障がないこと」の3点としている。この「転学」条件が確認され、校長の許可を得ることが「転学」にはまず必要となる。

この「転学」条件の中で、「②当該学年に在学する者と同等以上の学力があること」と「③教育上支障がないこと」は各学校のそれぞれの基準で判断することになる。「②当該学年に在学する者と同等以上の学力があること」とは、転学希望者の学力が転学先の学校で求められる一定のレベルに到達していることである。また、「③教育上支障がないこと」とは、学校の定員や施設の問題とも考えられるが、転学希望者にとっては必履修科目の履修及び必履修科目を含む卒業に必要な74単位以上の修得の卒業要件を「転学」しても満たせるということである。これは「転学」できたとしても転学先で卒業の見込みが立たなければ転学希望者にとって教育上支障があると判断できるためである。

このように高等学校の「転学」条件はまず学校教育法施行規則で示されているが、東京都教育委員会でもこの他に定めているものがある。

三

5-2 都立高等学校の転学・編入学募集について

東京都教育委員会では東京都立高等学校補欠募集（転学・編入学）要項（平成26年2月1日25教学高第1862号）で実施目的を次のようにしている。〔注7〕

高等学校等入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図るとともに、教育を受ける機会を確保する。

この目的では、①高等学校等入学後の進路変更希望に応えること、②中途退学の未然防止を図ること、③教育を受ける機会を確保すること、としており進路変更希望に応えるだけでなく、中途退学未然防止や教育を受ける機会についても触れ多様なニーズに応えた制度と位置付けている。

東京都教育委員会ではこの「転学」に応募できる条件を「令和4年度第二学期都立高等学校転学・編入学募集」の中で次のように示している。[注8]

(1) 全日制課程（以下「全日制」という。）

ア 募集区分1（転勤等による都外からの一家転住者）

以下の全てに該当する者

(ア) 高等学校等の在籍者

(イ) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。）の転勤等に伴い、保護者とともに都内に転入した者、又は保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者

(ウ) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者

イ 募集区分2（一般）

以下の全てに該当する者（募集区分1に該当する者を含む。）

(ア) 高等学校等の在籍者

(イ) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者

（中略）

(2) 定時制課程（以下「定時制」という。）

高等学校等の在籍者で、都内に住所又は勤務と先を有する者、又は入学日までに都内に住所又は勤務先を有することが確実な者

ただし、定時制単位制の学校は修得単位数により対象となる学年が異なる。

(3) 通信制課程（以下「通信制」という。）

定時制の応募資格を有する者で通信制を置く各都立高等学校が実施する面接指導（スクリーング）に対応（出席）可能な者

四

また、「転学」ができる時期についても「令和4年度第二学期都立高等学校転学・編入学募集」の中で示している。[注9]

(4) その他

ア 転学前と同一課程及び同一学科の都立高校への出願を原則とするが、第1学年の第二学期転学・編入学募集では、転学前と異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。第1学年の第三学期以降の転学・編入学募集では、転学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。(以下省略)

このように「令和4年度第二学期都立高等学校転学・編入学募集」で「転学」条件を示しているが、更に「都立高等学校の転学・編入学について」[注10]では別の内容が示されている。(下線は筆者加筆)

全日制の都立高校に在学している生徒が、他の全日制の都立高校の転学・編入学募集に出願するには、在学している都立高校長及び志願先の都立高校長の承認が必要になります。

ここでは都立学校間同士に限った「転学」条件について示している。この在籍校と転学先の都立校長同士が行う「承認」の内容や方法などの詳細は示されていないが、「承認」自体の必要性を強調するように「※」(米印)を付け、書体を太くして目立たせている。

これに続き転学先での単位照合の実施が必要とされている。[注11] (下線は筆者加筆)

出願する前に、単位の照合が必要です。

転学・編入学募集に出願をする場合には、事前に、志願先の都立高校へ単位の照合をお願いします。

転学・編入学募集はどの学校にでも出願できるわけではありません。志願先の都立高校では、転学前に修得済みの単位と自校のカリキュラムなどを照合し、転学後に卒業に必要な単位が修得できるかどうか、確認を行います。転学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、その学校の転学・編入学募集に出願することができます。

この単位の照合は、転学・編入学募集の出願前に行わなければなりませんので、早めに志願先の都立高校へ照合を依頼しましょう。

五

このように志願先の高等学校では、転学希望者に対して単位照合審査を行うことになる。前述のように都立学校間の「転学」では在籍校と志願先の校長の承認が必要とされているが、この単位照合審査の結果もその一つであろう。

それではこの単位照合審査について筆者が作成した例から(図1)説明してみたい。この例は1年生の第3学期の転学・編入学募集の単位照合審査を想定したものである。

なお、この教育課程表では一部審査に必要な履修科目・教科等を削除している。

図1 単位照合の審査例 (一部省略)

教科/科目		必履修			転学先の教育課程			在籍校 転学希望者	
教科	科目	標準単位数	必履修	説明	1年	2年	3年		
国語	現代の国語	2	◎	「現代の国語」及び「言語文化」	○			2単位	
	言語文化	2	◎		○			2単位	
	論理国語	4					②	②	
	文学国語	4							
	国語表現	4					②	②	
	古典探究	4					△		
地理歴史	地理総合	2	◎	「地理総合」及び「歴史総合」	○			2単位	
	地理探究	3							
	歴史総合	2	◎				○		2単位
	日本史探究	3							
	世界史探究	3							
公民	公共	2	◎	「公共」		○		2単位	
	倫理	2							
	政治・経済	2						○	
数学	数学Ⅰ	3	◎	「数学Ⅰ」	○			4単位	
	数学Ⅱ	4				○			
	数学Ⅲ	3						▲	
	数学A	2				○			
	数学B	2					▲		
理科	科学と人間生活	2	②◎	「科学と人間生活」, 「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」とする。)又は「物理基礎」, 「化学基礎」, 「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目				2単位	
	物理基礎	2	②		③		○		
	物理	4							▲選
	化学基礎	2	②		③	○			▲選
	化学	4							▲選
	生物基礎	2	②		③	○			▲選
	生物	4							▲選
	地学基礎	2	②		③				
地学	4								
保健体育	体育	7~8	◎	体育」及び「保健」	③	③	②	3単位	
	保健	2	◎		①	①		1単位	
芸術	音楽Ⅰ	2	①	音楽Ⅰ」, 「美術Ⅰ」, 「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目	○				
	音楽Ⅱ	2				○			
	美術Ⅰ	2	①						
	美術Ⅱ	2					○		
	工芸Ⅰ	2	①						1単位
	工芸Ⅱ	2							
	書道Ⅰ	2	①			○			
	書道Ⅱ	2					○		
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	◎	「英語コミュニケーションⅠ」	○			3単位	
	英語コミュニケーションⅡ	4				○			
	英語コミュニケーションⅢ	4						○	
	論理・表現Ⅰ	2				○			2単位
家庭	家庭基礎	2	①	「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目					
	家庭総合	4	①			②	②		
情報	情報Ⅰ	2	◎	「情報Ⅰ」	○			2単位	
	情報Ⅱ	2							
総合的な学習の時間		3~6	◎		①	①	①	1単位	

図1の単位照合の審査例で示した右一列が転学希望者の在籍校している高等学校の教育課程の内容である。この転学希望者に対して単位照合の審査を行うと以下の結果となる(図2)。

図2 単位照合の結果

在籍校	卒業するための必修修条件	転学先
「科学と人間生活(2単位)」	「科学と人間生活(2単位)」、「物理基礎(2単位)」、「化学基礎(2単位)」、「生物基礎(2単位)」及び「地学基礎(2単位)」のうちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」とする。)又は「物理基礎(2単位)」、「化学基礎(2単位)」、「生物基礎(2単位)」及び「地学基礎(2単位)」のうちから3科目	本校では「科学と人間生活」の実施はないため、この教科の単位履修が認められない。また、在校生は1年生で「化学基礎」、「生物基礎」を学んでいるが、3学期の出席だけでは履修は認められない。
「工芸I(1単位)」	「音楽I(2単位)」、「美術I(2単位)」、「工芸I(2単位)」及び「書道I(2単位)」のうちから1科目	本校では「工芸I」の実施はなく在籍校でも1単位のみ。更に在校生は1年生で「芸術I」を2単位学んでいるため3学期の出席だけでは2単位分の履修は認められない。

この例の場合、必修修科目の「理科」と「芸術」の2科目が転学先で卒業要件が満たせない。審査担当者はこの単位照合の結果を校長に伝え転学希望者の出願について協議をする。その際、校長より出願の「承認」が得られない場合は転学希望者に対して転学後の卒業見込みが立たないことなどを説明することになる。これを受け転学希望者は出願の有無を判断することになるが、多くの場合出願を見合わせる。

このように転学希望者は「転学」の出願条件が合致した上で、更に単位照合の審査を経てようやく出願することができる。そして出願後に学力検査が課され「転学」条件である「②当該学年に在学する者と同等以上の学力があること」を確認することになる。この学力検査は国語、数学、外国語(英語)及び面接が原則実施されるが、これについて「都立高等学校の転学・編入学について」[注12]では次のように示している。

過去に実施した転学・編入学募集の検査問題を学校選びの参考にしたい場合には・・・

転学・編入学募集の検査は、各都立高校が独自に作成した問題により行われます。学校選びの参考とするため、過去に実施した転学・編入学募集の検査問題が欲しい場合は、志願先の都立高校にお問い合わせください。

なお、過去の転学・編入学募集において、応募者がいなかったために検査を実施しなかった場合など、検査問題の配布ができない場合があります。(以下省略)

七

このように転学希望者が過去に実施した検査問題を確認する場合は志願先の学校に問い合わせることになっているが、志望校で過去に転学・編入学募集が実施されていなかった場合は検査問題自体が作成されていないことがあり手に入れることはできない[注13]。そのため出題範囲や内容を把握できないこともある。これは都立高等学校入学者選抜の学力検査問題及び正答表等が東京都教育委員会のホーム

ページに掲載されている [注14] こととはまったく違う。

以上、都立高等学校の転学・編入学制度には転学の条件や出願要件、単位照合審査、学力検査など転学希望者にとって「転学」するためには様々なハードルがあり、本人が希望してもスムーズに「転学」ができない現状について確認してきた。このような現状があるため東京都の転学・編入学募集の状況は、次の5-3で示すように活発とは言えない状況となっている。

5-3 都立高等学校の転学・編入学制度の現状について

次に令和4年度第二学期に実施された転学・編入学募集の現状について報告 [注15] する。

【都立高等学校の転学・編入学募集の実施結果】令和4年度第二学期（全日制課程）

	募集人員 (人)	応募人員 (人)	検査人員 (人)	合格人員 (人)	合格率 (%)
第1学年	1,805	155	149	73	48.9
第2学年	2,381	56	56	22	39.2
第3学年	2,642	4	4	1	25.0
合計	6,828	215	204	96	47.0

※保護者の転勤等による都外からの編入を除く。

【都立高等学校の転学・編入学募集の実施結果】令和4年度第二学期（定時制課程）

	募集人員 (人)	応募人員 (人)	検査人員 (人)	合格人員 (人)	合格率 (%)
第1学年	959	30	26	24	92.3
第2学年	911	10	10	10	100.0
第3学年	891	5	4	4	100.0
第4学年	905	2	2	2	100.0
合計	3,666	47	42	40	95.2

【都立高等学校の転学・編入学募集の実施結果】令和4年度第二学期（単位制課程）

	募集人員 (人)	応募人員 (人)	検査人員 (人)	合格人員 (人)	合格率 (%)
第1学年相当	525	54	54	45	83.3
第2学年相当以上	2,478	89	84	54	64.2
合計	3,003	143	138	99	71.7

【都立高等学校の転学・編入学募集の実施結果】令和4年度第二学期（通信制課程）

	募集人員 (人)	応募人員 (人)	検査人員 (人)	合格人員 (人)	合格率 (%)
第1学年相当	125	67	62	58	93.5
第2学年相当以上	135	99	96	89	92.7
合計	260	166	158	147	93.0

この令和4年度第二学期都立高等学校転学・編入学募集の実施結果を見ると、まず通信制課程を除く課程の応募者が少ない。全日制課程は募集人員に対して応募人員は3.1%、定時制課程は1.2%、単位制課程4.7%と低調で、通信制課程63.8%だけが突出して高い。

次に定時制課程、単位制課程、通信制課程と比べ全日制課程の合格率が低いことが分かる。また、どの課程でも応募人員の倍率は1倍に達していないが不合格者が出ている。2月に実施している都立高等学校入学者選抜では定員に満たない学校のすべての受検生が合格になっていることから考えると、この転学・編入学募集で合格することの難しさが分かる。

5-4 都立高等学校の転学・編入学募集制度が円滑に実施されたるための具体的方法の検討

東京都教育委員会の公立学校統計調査である「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」[注16]では、「高等学校における中途退学者数等の状況」について次のように報告している。この調査の「退学者」とは、令和3年度の途中で校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まれていない。

令和3年度における1年間の退学者数

課 程	生徒数	退学者数	退学率
全日制	119,795 人	907 人	0.8%
定時制	9784 人	555 人	5.7%

この数値が示す退学者は「転学」をしなかったために高等学校の所属をなくしてしまった生徒の数である。この退学者が高等学校を離れた後、次にどのような場所へ所属したか本研究では調査できていないが、高校生段階の生徒達がどこにも所属していない状況は社会的な自立を妨げる要因につながってしまう。そのため「転学」のハードルを下げていくことはより必要なことであり、「転学」ができずに所属先がなくなる生徒達を減少させることは大きな課題といえる。

5-4-1 東京都教育委員会通知

次に「転学」を希望する生徒にとって、受検しやすい転学・編入学募集とするため単位照合検査について検討してみたい。東京都教育委員会から平成18年（2006年）に発出された「都立高等学校に転・編入学により入学した生徒の必履修科目や専門科目の取扱い等について（通知）」[注17]では次の5点を所属職員に周知徹底するように指示している。

- 1 同一の学科への転学又は編入学する生徒については、高等学校学習指導要領で必履修教科・科目と定められている教科・科目を、前在籍校において未履修又は単位未修得であっても、相当学年の単位数を修得している又は既修得単位数が不足していても卒業に必要な単位数を修得できる可能性がある場合は、補欠募集において生徒、保護者からの出願を可能な限り認めること。
- 2 転・編入学の出願時に、生徒、保護者に本校入学後の履修について十分説明をすること。
- 3 入学後、前在籍校における未履修の必履修科目や卒業に必要な専門科目については、例えば、第3学年の選択科目の時間等に、第1、2学年の必履修科目を受講させるなどして、卒業までに履修できるよう個別に配慮すること。
- 4 未履修の必履修科目や卒業に必要な専門科目の有無を問わず、高等学校学習指導要領に基づき、校長は学校において定めた卒業までに修得させる単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められるものについて、総合的に判断して卒業を認定できること。
また、高等学校学習指導要領解説総則編 220 ページの「なお、卒業までに修得させる各教科・科目については、転学など特別の事情がある場合を考慮し、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことが大切である。」を踏まえた指導を行うこと。
- 5 転・編入学してきた生徒の卒業に当たり、結果として、未履修の必履修科目や専門科目がある場合は、生徒指導要録や調査書には転・編入学に伴う旨を備考欄に記入するなどして、配慮すること。

この通知文中の「1」では必履修教科・科目が未履修であっても卒業に必要な単位数が修得する可能性がある場合は、出願を認めることを求めている。また「3」では、前在籍校における未履修の必履修科目等があった場合には、例えば第3学年の選択科目の時間等に第1、2学年の必履修科目を受講させるなどして卒業までに履修できるよう個別に配慮することも求めている。更に「4」の前段では未履修の必履修科目や卒業に必要な専門科目の有無を問わず、高等学校学習指導要領に基づき、校長は学校において定めた卒業までに修得させる単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められるものについて、総合的に判断して卒業を認定ができることを示している。

この通知内容が学校内で共有され、趣旨が徹底されていれば単位照合に関わる課題の大部分が改善される画期的なものであり、改めて各学校で確認すべき内容である。

5-4-2 学習指導要領

また、前項の通知文の「4」の後段では高等学校学習指導要領解説「2 卒業までに修得させる単位数（第1章総則第4款2）」[注18]の内容について示している。

なお、卒業までに修得させる各教科・科目については、転学など特別の事情のある場合を考慮し、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことが大切である。

高等学校学習指導要領総則編解説では、「転学」を特別な事情として示し単位の履修や修得について弾力的な取扱いをするように配慮を求めている。この配慮の内容は各学校の判断となるが、前項の通知文の「5」では転・編入学してきた生徒の卒業について結果として未履修の必履修科目や専門科目がある場合、生徒指導要録や調査書に転・編入学に伴う旨を備考欄に記入するなど配慮求めていることから、未履修科目があっても卒業を認めていくような判断となると考えてよいだろう。

このように学習指導要領の趣旨が各学校で徹底されることで事前の単位照合審査があってもスムーズに「転学」が実施されると考えられる。

5-4-3 教育課程編成の工夫

通知等や学習指導要領によって「転学」について様々な弾力的な運用ができるように示されているが、より円滑に実施されるため教育課程の編成に次のような工夫をすることもできる。

①新教科の設定

高等学校には最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するために必履修教科・科目〔注19〕がある。具体的には「現代の国語」、「言語文化」、「地理総合」、「歴史総合」、「公共」、「数学Ⅰ」、「体育」、「保健」、「芸術Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」及び「情報Ⅰ」が設定され、平成30年高等学校学習指導要領の改定では各必履修教科・科目の標準単位数は増加されていない〔注20〕。この定められている必履修教科・科目を減らすことで転学・編入学がしやすくなるが、必履修教科・科目を完全に廃止すると高等学校としての共通性が保てなくなるため、例えば各教科の内容を総合的にまとめて学べる「総合国語（仮称）」のような科目を設定し、それを必履修教科・科目とする方法も考えられる。

②必履修科目・教科を減少

現在ある科目・教科の枠組みを維持するのであれば、科目の中で複数の教科を必履修とする設定や組合せて学ぶことで必履修とする制度を止めることである。この点が改善されるだけでも単位照合審査の難しさが解消される。また、必履修教科・科目を各科目で1教科に留めることでも同じように解決を図ることができる。

③必履修教科・科目の教育課程上の編成を課程ごとに定める。

国や都道府県単位で課程別に必履修教科・科目などの設置の仕方を指定し学校間の教育課程の複雑さを改善する試みも効果的である。例えば必履修科目・教科はすべて1年生に配置する、また社会科では1年生に「地理総合」2年生に「歴史総合」など、「転学」のしやすさを確保するために教育課程を課程別に統一する方法である。これにより同一課程の場合であれば教育課程にしばられることなく「転学」

ができるようになる。

ただし、教育課程の編成については高等学校学習指導要領総則編解説「教育課程編成の原則（第1章総則第1款1）」の中で次のように指摘している。〔注21〕（下線は筆者加筆）

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする

教育課程は各学校で編成することになっており、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」〔注22〕（第62条の規定により高等学校に準用される）との規定から校長が責任者となっていくことになる。必履修教科・科目の教育課程上の編成を課程ごとに定めることになるとこの教育課程の編成に一部制限を設けることになるため国や都のレベルにおいて検討が必要になる。

ただし教育課程の編成について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」〔注23〕の「第33条 学校等の管理」で以下のように示している。（下線は筆者加筆）

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。（以下省略）

このように東京都教育委員会は、教育課程の基本的事項について必要な規則を定めることができるため、前出の「都立高等学校に転・編入学により入学した生徒の必履修科目や専門科目の取扱い等について（通知）」の再通知も含めて「転学」のしやすさを確保できるような適切な指示が出されることを期待したい。

最後に、現行の学習指導要領に示されている「学校外における学修等の単位認定」制度を活用し、各学校の教育課程に位置付けることで未履修がある生徒でも転学後に必履修教科・科目の履修・修得も可能である。

学校教育法施行規則第100条第1項〔注24〕を受けて、高等学校学習指導要領総則編解説「4 学校外における学修等の単位認定」〔注25〕では次のように示されている。（下線は筆者加筆）

(6) 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

生徒が在学中又は入学する前に、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を
得た試験科目（旧大学入学資格検定により合格点を
得た検査科目を含む。）に係る学修について、
それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。

従前、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する生徒については、大学入学資格検定の検査が認められるとともに、高等学校学習指導要領の規定により、入学前又は在学中の大学入学資格検定の合格科目について、それに相当する高等学校の科目の単位として認定することができることとされていた。

平成 17 年度から従来の大学入学資格検定に代わり高等学校卒業程度認定試験が導入されるとともに、従来の大学入学資格検定と異なり、高等学校の全日制課程の生徒にもその受験が認められることとなった。

これらのことを踏まえ、平成 17 年度より、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の別を問わず、生徒が、在学中又は入学する前の高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修について、校長の判断により、当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができることとしたものである。また、旧大学入学資格検定に合格した科目についても同様の取扱いとされている。

単位認定の対象とする試験科目の範囲や認定方法等は、各学校において適切に判断する必要があり、例えば、生徒が現に高等学校において履修中の科目を対象とするか、高等学校卒業程度認定試験においてどのような評点での合格を要件とするかなど、具体的な範囲や認定方法は、各学校の判断に委ねられている。

なお、この制度が学校教育法施行規則で規定されたことに伴い、高等学校学習指導要領の大学入学資格検定合格科目の単位認定についての規定は削除された。

この中で全日制課程、定時制課程及び通信制課程のどの課程の生徒でも高等学校卒業程度認定試験の合格科目を、校長の判断により当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができるようになっている。各学校はこの高等学校卒業程度認定試験の制度を積極的に活用できるように教育課程の編成に組み込んでもらいたい。

なお、この高等学校卒業程度認定試験〔注 26〕は、様々な理由で高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験で、試験科目には「国語」「数学」「英語」「世界史 A」「世界史 B」「日本史 A」「日本史 B」「地理 A」「地理 B」「現代社会」「倫理」「政治・経済」「科学と人間生活」「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」と幅広い教科が設定されている。

6 考察

以上、転学希望者のニーズに応える「転学」制度について確認してきた。都立高等学校では転学・編入学募集を毎学期実施しているが実際には実施校数、件数が少なく、各学校で都の通知や学習指導要領の趣旨がどこまで理解され、生かされた実施がなされているか疑問である。

東京都教育委員会の平成31年「都立高校改革推進計画 新実施計画(第二次)」[注27]「5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善」の中でも転学・編入学募集現状について次のように指摘している。(下線は筆者加筆)

都立高校の転学・編入学募集は、高校入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図り、教育を受ける機会を確保することを目的に実施しています。平成28年度に転学・編入学募集に関するガイドラインを策定し、転学・編入学募集の一層柔軟な運用が可能となるよう改善を図りました。しかし、制度の周知や趣旨の理解が十分とは言えず、転学・編入学制度が有効に生かされていない状況が見られることから、今後も引き続きガイドラインに基づく転学・編入学募集の実施状況の検証・検討を行っていく必要があります

このように東京都教育委員会も「制度の周知や趣旨の理解が十分とは言えず、転学・編入学制度が有効に生かされていない状況」と認めており、学校レベルでの意識改革が必要となっていることが分かる。各学校は東京都が目指している「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」[注28]に向けて、積極的に都の通知や学習指導要領に示された内容などを活用することで、単位照合審査があってもその結果にとらわれることなく、転学希望者の出願へつなげる体制整備を進めるべきである。

その際、各学校で転学・編入学募集の専任教員を選任したり、学校経営支援センター[注29]内の相談窓口を設定するなどしたりして、多様なニーズに応じた転学・編入学募集が実施できるように人的な措置や組織の改編も必要である。各学校でこの転学・編入学募集の経験値を深めていける手立てをあらゆる方面から検討、実施してもらいたい。

また、転学・編入学募集において出願前にある単位照合審査では、高等学校によって教育課程に違いがあるためスムーズな出願につながっていなかった。そのため同一課程内だけでも各学校の必修教科・科目について共通性をもたせた教育課程とすることが必要である。この点の整備については学校間の調整が必要なことから、都や国のリーダーシップを期待したい。

このように様々なレベルの取組みがあつてこそ、多様なニーズに応えた「転学」制度が実施される。この「転学」制度がより多くの生徒達の教育の機会が保証できる取組みとするため、各レベルでの積極的な実践を望みたい。

7 おわりに

各学校によって編成された教育課程によって転学・編入学募集に応募できるかが決まってしまうという現状があった。この教育課程の相違は学力検査の結果と違い本人に責任ではまったくない。各学校は意図しなくても編成した教育課程によって転学を希望する生徒達の将来を奪ってしまう結果になっていることもあるため、改善は急務である。

すべての高等学校が「転学」について共通の課題として認識し、更に学校以外の関係者も重大な関心

をもって取り組む必要がある。その際、本調査研究が少しでも役立つことがあれば幸いである。

【注 釈】

注 1 「養護学校」とは、2006年（平成18）6月に学校教育法が改正され、2007年4月に特殊教育から特別支援教育に制度改正が行われるまで、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童・生徒を対象とした学校のこと。知的障害養護学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校の3種類があった。

注 2 「チャレンジ枠」とは、小・中学校において不登校であった、実力を出し切れなかった等、様々な事情で学校への通学が困難であった生徒のための検査枠

注 3 藤江 玲子、藤生 英行（2021）「高等学校の転学者の特徴：学業面の適応・精神的健康・自尊感情・自己効力感に焦点を当てて」、松本大学地域総合研究センター『地域総合研究』、22（Part1）号、2021-07-31、p.81-95

注 4 藤江 玲子、藤生 英行（2021）「高等学校の非卒業者の特徴に関する研究：担任へのインタビューをもとに」、学校法人松商学園松本大学『松本大学研究紀要』、19巻、2021-03-10、p.37-43

注 5 「東京都教育委員会（2019）都立高等学校の転学・編入学について」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/high_school/transfer/transfer_and_admission_h31.html (2023.1.3 東京都教育委員会 HP 入手)

注 6 学校教育法施行規則

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011> (2023.1.3 入手)

注 7 「東京都立高等学校補欠募集（転学・編入学）要項（平成26年2月1日25教学高第1862号）」<https://www.metro.tokyo.lg.jp/INET/OSHIRASE/2016/07/DATA/20q7e602.pdf> (2/23.1.3 東京都 HP より入手) は現在廃止され、「東京都立高等学校転学・編入学募集要項（平成30年1月10日29教学高第1925号）」<https://www.metro.ed.jp/adachishinden-h/assets/filelink/filelink-pdf/2293.pdf> (2023.1.3 足立新田高等学校 HP より入手) によって引き継がれているが目的は変わらない。

注 8 「令和4年度第二学期都立高等学校転学・編入学募集」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/high_school/transfer/release20220630_01.html (2023.1.3 東京教育委員会 HP より入手)

注 9 前掲 東京都教育委員会（2019）都立高等学校の転学・編入学について」

注 10 前掲 東京都教育委員会（2019）都立高等学校の転学・編入学について」

注 11 前掲 東京都教育委員会（2019）都立高等学校の転学・編入学について」

注 12 前掲 東京都教育委員会（2019）都立高等学校の転学・編入学について」

注 13 前掲 東京都教育委員会（2019）「都立高等学校の転学・編入学について」

注 14 東京都教育委員会（2019）「都立高等学校入学者選抜 学力検査問題及び正答表等」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/high_school/ability_test/problem_and_answer/index.html (2023.1.3 東京都教育委員会 HP 入手)

注 15 東京都教育委員会（2022）「令和4年度第二学期都立高等学校転学・編入学募集の実施結果」より筆者が作成

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/high_school/transfer/substitute_2_2022_result.html (2023.1.3 入手)

注 16 東京都教育委員会（2022）「『令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/files/release20221027_02/01.pdf (2023.1.3 入手)

注 17 東京都教育委員会（2016）「都立高等学校補欠募集の実施に関するガイドライン」内に掲載。「都立高等学校に転・編入学により入学した生徒の必修科目や専門科目の取扱い等について（通知）」

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/07/documents/20q7e602.pdf> (2023.1.3 入手)

教職課程年報 第6号 (2022年度)

- 注18 文部科学省(2018)高等学校学習指導要領(平成30年告示)総則編解説「2 卒業までに修得させる単位数(第1章総則第4款2)」P.136
- 注19 同上「2 教育課程の編成(1)各教科・科目及び単位数」P.61
- 注20 同上「2 教育課程の編成(2)各教科・科目の履修等」P.73
- 注21 同上「1 教育課程編成の原則(第1章総則第1款1)」P.20
- 注22 E-GOV法令検索 学校教育法
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026> (2023.1.3入手)
- 注23 同掲 E-GOV法令検索 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000162> (2023.1.29入手)
- 注24 同掲 E-GOV法令検索 学校教育法施行規則
- 注25 文部科学省(2018)前掲書「2 卒業までに修得させる単位数(第1章総則第4款2)」P.140
- 注26 総合教育政策局(2021)「令和4年度高等学校卒業程度認定試験実施要項」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/05020301_03jishiyoukou.pdf (2023.1.3入手)
- 注27 東京都教育委員会(2019)「都立高校改革推進計画 新実施計画(第二次)」https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/plan/reformation/files/release20190214_01/2.pdf (2023.1.28入手)
- [注28] 東京都(2021)「東京都教育施策大綱」p.8
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/action/files/action/general_principle2020.pdf (2023.1.28入手)
- [注29] 東京都教育委員会(1995)「東京都学校経営支援センター設置条例」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/static/reiki_int/reiki_honbun/g170RG00003615.html?id=j4_k2 (2023.1.28入手)